

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（附則第七条関係） . . . . . 1

○ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（附則第八条関係） . . . . . 4



改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発、熱中症対策に関する情報の整理、地域生物多様性増進活動の促進等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第号。第十八条第一項第三号において「地域生物多様性増進法」という。）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四条に規定する事務を行うこと。</p> <p>十四（略）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発、熱中症対策に関する情報の整理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十三（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第十八条 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十条第一項第十三号に掲げる業務(地域生物多様性増進法第十四条に規定する事務に限る。)及びこれに附帯する業務に関する事項については、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣</p> <p>四 第十条に規定する業務のうち前二号に掲げる業務以外のものに関する事項については、環境大臣</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(承継業務に係る業務の特例)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構が承継業務を行う間、第十三条第一項、第十八条第一項第四号及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第七条第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。</p> <p>4 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務(旧事業団法第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。)に係る通則法における主務大臣は、前項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項第四号の規定にかかわらず、国土交通大臣とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(石綿健康被害救済法に係る業務の特例)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第十八条 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 第十条に規定する業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、環境大臣</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(承継業務に係る業務の特例)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構が承継業務を行う間、第十三条第一項、第十八条第一項第三号及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第七条第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。</p> <p>4 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務(旧事業団法第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。)に係る通則法における主務大臣は、前項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項第三号の規定にかかわらず、国土交通大臣とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(石綿健康被害救済法に係る業務の特例)</p>
--	--

第十七条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第二号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第十七条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十八条第一項第四号及び第二十二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第十七条第一項」とする。

第十七条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第二号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第十七条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十八条第一項第三号及び第二十二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第十七条第一項」とする。

改正案	現行
<p>（緑地確保指針の策定）</p> <p>第八十七条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために緑地確保事業者（その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する指針（以下この条及び次条において「緑地確保指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 緑地確保指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 周囲の自然環境と調和のとれた緑地又は緑化施設の整備又は設置、地域の自然的社会的条件に応じた多様な動植物の生息環境又は生育環境の確保その他の良好な都市環境の形成に関して緑地確保事業者が取り組むべき事項</p> <p>二 その他緑地確保事業者による都市における緑地の確保に関する取組の実施に際し配慮すべき事項</p> <p>3 緑地確保指針は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第 号）第八条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>4 国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>（緑地確保指針の策定）</p> <p>第八十七条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために緑地確保事業者（その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する指針（以下この条及び次条において「緑地確保指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 緑地確保指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 周囲の自然環境と調和のとれた緑地又は緑化施設の整備又は設置、地域の自然的社会的条件に応じた多様な動植物の生息環境又は生育環境の確保その他の良好な都市環境の形成に関して緑地確保事業者が取り組むべき事項</p> <p>二 その他緑地確保事業者による都市における緑地の確保に関する取組の実施に際し配慮すべき事項</p> <p>（新設）</p> <p>3 国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>